

第十七条 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十二 (略)</p> <p>十一の二 指定就労選択支援の施設基準</p> <p>介護給付費等単位数表第11の2の3の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定就労選択支援事業所等の施設基準第六号ホの規定を準用する。</p> <p>十二 指定就労移行支援等の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準</p> <p>第十一号への(1)に規定する基準を満たしていること。</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(II)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準</p> <p>第十一号への(2)に規定する基準を満たしていること。</p> <p>二〇〇 (略)</p> <p>二〇一 (略)</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 指定就労移行支援等の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準</p> <p>前号への(1)に規定する基準を満たしていること。</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(II)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準</p> <p>前号への(2)に規定する基準を満たしていること。</p> <p>二〇〇 (略)</p> <p>二〇一 (略)</p>